

平成十七年一月二十一日提出  
質 問 第 三 号

触法精神障害者の入院施設に関する質問主意書

提出者 中根康浩

触法精神障害者の入院施設に関する質問主意書

殺人、放火、強盗、婦女暴行、強制わいせつ、傷害などの凶悪犯罪を起こしながらも責任能力を問われな  
い精神障害者を治療し、社会復帰を促す「心神喪失者医療観察法」の施行が二〇〇五年七月に迫っている。  
従って、次の事項について質問する。

一 「心神喪失者医療観察法」に基づき新設される予定の入院施設について

(1) 厚生労働省は、専門治療を行う入院施設を全国六箇所到新設する予定のようであるが、それぞれ  
の施設予定地、建設状況、必要予算額および施設内容について答弁されたい。

(2) 予定地の中で地元住民の反対により着工できないところがあるとすれば、どのように解決してい  
くのか、政府の見解を答弁されたい。

(3) 「心神喪失者医療観察法」施行までに予定している入院施設が建設できない場合、新法の施行は  
どうなるのか、政府の見解を答弁されたい。

二 新法によれば、入院治療後の患者は元の居住地に戻り通院治療を受けることになっていることについて  
患者が元の居住地に円満に戻り、周辺からの偏見や差別を受けることなく安心して通院治療することが

できるような環境を整えるために、政府としてどのようなサポートを考えているのか、答弁されたい。  
右質問する。